

岩見沢市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和4年9月29日 木曜日 午後2時55分から
午後3時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 陸	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 33 番)

委員	森	一	男	(議席34番)
委員	佐々木	利	夫	(議席35番)
委員	山	谷	康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	伊	藤	俊	春	(議席19番)
委員	小	倉	和	敏	(議席30番)
委員	干	場	克	二	(議席32番)

5. 事務局出席

事務局長	土	井	盛	慈
事務局主幹	内	山	充	人
農地係長	森	田	佳	章
振興係主任	船	戸	崇	之
農業振興センター担当主査	山	田	勝	彦

佐々木代理
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第9回総会を、開催いたします。
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号26番馬場委員、27番志賀野委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議案5件となっております。会期は、本日1日とすることで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

9月9日から岩見沢市議会第3回定例会本会議がありました。武田議員より農業委員会への質問があり、基盤強化法の改正に伴う目標地図作成についてどう考えているのかという内容でしたが、現状では具体的な内容が示されていないため、農業委員会としては今後研修会への参加等で情報収集をして行きたいと回答しております。

以上で農業委員会の動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹
議長
内山主幹

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借32番外4件の賃借権の設定です。次に、同ページ下段の表から5ページ別紙2の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権66番外5件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第166号で令和4年8月31日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案9ページ、報告第4号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は岩見沢地区2件です。

総会議案10ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、平成9年8月1日、木造3階建居宅が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し、さらに昭和49年2月22日、農地法第5条転用許可済みであることを確認し、非農地として証明いたしました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、木造2階建居宅が建築中であることを、現地確認し、さらに平成4年2月21日、農地法第5条転用許可済みであることを確認し、非農地として証明いたしました。

議長

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程7、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

ここで、岩見沢市農業委員会会議規則第10条の規定により、 の議事
参与を制限します。議事の進行につきましては、佐々木代理が行います。

佐々木代理
山田主査
佐々木代理
山田主査
それでは、総会議案13ページ、整理番号1番についてです。説明を求めます。
議長、農業振興センター担当主査。
山田主査。
それでは、総会議案12ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解
約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。
議案13ページ、整理番号1番については、他の農業者に売却することから解約す
るもので、9月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますの
で、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いま
す。

佐々木代理
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。ここで
の議事参与の制限を解除致します。

議 長
山田主査
それでは、引き続き、総会議案13ページから14ページ、整理番号2番から5番に
ついてです。説明を求めます。
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議案同ページ、整理番号2番から4番については、他の農業者に売却することから
解約するもので、9月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
次に、議案14ページ、整理番号5番については、貸主が自身で耕作することから解
約するもので、9月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされて
おりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いた
だきますよう、お願い申し上げます。

議 長
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
日程8、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につ
いてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任
議 長
船戸主任
議長、振興係主任。
船戸主任。
それでは、総会議案15ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所
有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。
議案16ページ、別紙1の整理番号1番から10番について、調査書のとおり、全て
の要件を満たすものと認められます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
日程9、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長
議長、農地係長。
農地係長。
それでは、総会議案17ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に
ついて、ご説明申し上げます。今回の申請件数は2件で、内訳につきましては、所有権

ついて、ご説明申し上げます。今回の申請件数は2件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件でございます。

議案18ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、財務省が所有する農地を永年農地として占有していた占有者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。価格は[]です。なお、申請地は、9月12日に宇井委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、耕作困難なため所有する農地を有償で近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は[]です。なお、申請地は、9月12日に山田委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に第1地区の説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案20ページから23ページ、所有権72番から75番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒田常任委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案24ページから25ページ、賃貸借37番から38番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案26ページから28ページ、所有権76番から77番は、農地保有合理化事業により所有する農地を処分するもので、北海道農業公社への農用地の買入協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

西谷内委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案29ページから30ページ、賃貸借40番から41番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案31ページ、所有権78番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。坂野常任副委員長。

坂野副委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案32ページから33ページ、賃貸借42番から43番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案34ページ、賃貸借44番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案35ページ、所有権79番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

坂野常任副委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

宇井委員長 それでは、総会議案40ページ、所有権84番について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長 第7地区常任委員会より、所有権80番についてのみ、先にご説明いたします。

議案40ページ、所有権84番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除します。

宇井委員長 それでは、第7地区の残りの案件について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長 それでは残りの案件について、ご説明いたします。

議案36ページから38ページ、所有権80番から82番は、農地保有合理化事業により所有する農地を処分するもので、北海道農業公社への農用地の買入協議を行っ

次に、議案39ページ、所有権83番及び、議案41ページから42ページ、所有権85番から86番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地等を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第5号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区と栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

柿崎委員 まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。柿崎担当委員。
それでは、総会議案43ページ、議案第5号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、9月12日に、倉田委員、久保委員とわたくし柿崎、事務局森田係長により現地調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は5件です。

まず、総会議案44ページ、整理番号1番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番申請地は、年月日不詳ですが、原野として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草や灌木が繁茂し原野となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番申請地は、昭和49年12月21日から宅地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案46ページ、整理番号4番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており、一部には倉庫が建設されており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長 以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願ひいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。柿崎委員は自席にお戻りください。
次に、栗沢地区について、説明をお願いします。杉村担当委員。

杉村委員 それでは、栗沢地区の説明をいたします。去る、9月12日に、坂野委員、干場委員とわたくし杉村、事務局小林主事により現地調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は1件です。

総会議案46ページ、整理番号6番、申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

議長 以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願ひいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。杉村委員は自席にお戻りください。次に、その他ですが、総務委員会から報告があります。

日笠委員長

総務委員会におきまして、令和4年度道外視察研修について協議を行いましたので、その結果を報告します。

令和4年度道外視察研修は、第24期農業委員の任期最終年度となることから、例年よりも判断を遅らせ、冬季の開催も視野にコロナ禍においての実施を検討してまいりましたが、委員の皆様を安全を最優先すると、初めて訪れる研修地における万全な感染対策は難しく、万一感染者が出てしまった場合の現地対応は、さらに厳しい対応に追われることとなることから、大変残念ではありますが、本年度の道外視察研修についても中止とすることにいたしました。

以上、総務委員会より報告といたします。

議長

質疑に入ります。只今の報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。日笠委員長は自席にお戻りください。

その他ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月10月の総会ですが、10月28日(金)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月10月の現況証明願いの現地調査は、10月11日(火)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、3番宮崎委員、6番坂口委員、7番日笠委員、14番西村委員、20番渡辺委員、22番池田委員、26番馬場委員、27番志賀野委員、28番中林委員となりますので、よろしく願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。